

ID 0037699

ふるさと納税返礼品の開発・改良などに補助金を支給します

市では、歳入増加と地域活性化を図るため、ふるさと納税の増額に寄与する返礼品の新規開発または改良などに要する費用の一部を補助する制度を創設します。詳細は、お問合せください。

水戸市ふるさと納税アンバサダーの三代目松林伯知さん⇒



問 市民税課(☎303-8576)

ID 0002303

家屋を取壊したときは届出を

家屋に対する固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在で存在するものに課税されます。

令和8年1月1日時点までに家屋の全部または一部を取壊したときは、「家屋滅失届」を忘れずに提出してください。提出後、担当者が現地確認に伺いますので、調査にご協力をお願いします。

届出用紙は、資産税課または市ホームページで入手できます。

問 資産税課(☎224-1122)

ID 0083184

不動産取得税

不動産取得税は、土地や建物を取得(売買・贈与・交換など)したときや、家屋を建築(新築・増築・改築)したときに、取得者に課税される県の税金です。

なお、住宅や住宅用土地などを取得した場合等で、一定の要件を満たせば、申請により軽減措置や納税の猶予を受けることができます。

問 水戸県税事務所(☎221-4820)または資産税課(☎224-1122)

ID 0102007

国民健康保険加入者で所得の状況が確認できない方へ

国民健康保険に加入していて、令和6年中の所得の状況が確認できない23歳以上の方へ、10月中に国民健康保険税簡易申告書を送付します。ただし、収入が年金のみの方を除きます。

この申告書は、国民健康保険税を算定するために必要な資料ですので、所得の有無にかかわらず、記入のうえ必ず返送してください。

問 国保年金課(☎232-9526)

ID 0003059

国民年金任意加入制度

老齢基礎年金を受け取るためには、保険料を納めた期間と免除などを受けた期間が、合わせて10年以上あることが必要です。

60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときは、60歳以降でも国民年金に任意加入することができます。

なお、加入は申出のあった月からになりますので、ご注意ください。

対象▶次の①～④すべてに該当する方

- ①国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
 - ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
 - ③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方
 - ④厚生年金保険、共済組合などに加入していない方
- ※納付方法は口座振替となります。年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方や、外国に居住する日本人で20歳以上65歳未満の方も加入できます。詳細は、お問合せください。

問 水戸北年金事務所(☎231-2283)または国保年金課(☎232-9529)



ID市ホームページで
簡単に検索できます

HP ホームページ

✉ メール

☎ 電話

✉ 郵送

窓 窓口

FAX ファックス

■ 共通事項

ID 0099106

詐欺に気をつけましょう

SNS型の投資・ロマンス詐欺が多発しており、7月末現在、県内の被害額は10億円を突破しています。10月11日(土)～20日(月)は、全国地域安全運動期間です。SNSや電話だけの相手からのお金の話は詐欺の可能性が大きく、さらに(+)で始まる着信は国際電話です。身に覚えがなければ、電話に出ない！折り返さない！

問 県生活文化課(☎301-2842)または生活安全課(☎224-1113)

ID 0004083

市公式LINEを友だち追加しませんか

市公式LINEでは、ごみや防災、子育て、イベント情報など、さまざまな市政情報を配信しています。ぜひ、友だち追加をお願いします。

【こんなことができます】

- ・ごみ収集の前日のお知らせが届く
- ・各種手続や予約ができる
- ・自分の興味に合った情報が届く



問 みの魅力発信課(☎291-3614)

ID 0037320

CO2削減エコライフチャレンジ2025

家庭で、電気使用量の削減に取り組みましょう。電気使用量を報告した方には、参加賞を差上げます。
取組期間▶10月1日(水)～11月30日(日)
申込み▶12月22日(月)までに、参加申込兼報告書に記入し、環境保全課、各出張所、各市民センター窓へ ※報告する電気使用量は11月分です。参加申込兼報告書は同課、各出張所、各市民センター、市ホームページで入手できます。

問 環境保全課(☎232-9154)

ID 0003426

陸上自衛隊高等工科学校生徒

募集

応募資格▶令和8年4月1日現在15歳以上17歳未満の男子で、中学校卒業または中等教育学校の前期課程修了者(見込含む)

受付期間▶推薦…10月1日(水)～11月28日(金)

一般…10月1日(水)～令和8年1月15日(木)

※試験日など、詳細は、お問合せください。

問 自衛隊茨城地方協力本部水戸募集案内所(☎226-9294)または総務法制課(☎232-9116)

環境にやさしい設備の設置費を補助します

補助対象設備	補助額	ID
住宅用太陽光発電システムの設置	上限5万円	0069504
住宅用蓄電システムの設置	上限5万円	0069757
雨水貯留施設などの設置	設置工事費の2分の1(上限あり)	0069737
電気自動車等充電設備設置	上限5万円	0096177

※予算の上限に達した時点で、終了とします。

申込み▶各申請書に記入し、(郵)、(窓)で

問 環境保全課(☎310-8610、☎232-9154)

ID 0001997

みと町内会・自治会カード

住みよいまちづくり推進協議会では、町内会・自治会会員限定の優待特典がある「みと町内会・自治会カード」を配布しています。市内約350店舗で使用でき、導入後3年間で約33万回の利用実績がある、市民に愛されているカードです。会員になってお得な優待サービスを受けましょう。

問 住みよいまちづくり推進協議会(☎228-6781)または市民生活課(☎232-9151)

ID 0001704

いばらき結婚応援パスポート「iPASS」

協賛店舗に、「iPASS」のカードまたはアプリを提示すると、独自に設定した優待サービスを受けられます。
対象▶18歳以上で、平成30年4月1日以降に結婚した
またはおおむね2年以内に結婚予定のカップル
交付場所▶市民課または各出張所 ※婚姻届提出時
※婚姻届提出時以外の申込方法は、「iPASS」公式ホームページをご覧ください。

問 県少子化対策課(☎301-3261)またはこども政策課(☎232-9176)

ID 0080867

マタニティマークを知っていますか

マタニティマークは、妊産婦さんに対する配慮を、周囲の皆さんにお願いするためのマークです。妊娠初期は、妊娠していることが分かりづらいため、「つわり」などのつらい症状があっても、周囲の理解が得られにくい場合があります。鉄道やバス、飲食店などで、マタニティマークを見かけたら、みなさんのやさしさをサポートしましょう。



問 子育て支援課(☎350-1216)

ID 0001689

里親として子どもを 養育しませんか

里親制度は、さまざまな事情により家庭での養育を受けられない子どもを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で養育する制度です。
子どもたちの健やかな成長のために、里親になりませんか。詳細は、お問合せください。

問 児童家庭支援センターあいびー(☎291-3770)または子育て支援課(☎232-9111)

ID 0080963

資源物の持ち去り防止にご協力を

市では、ごみ集積所に出された資源物を、市の委託業者以外の者が収集・運搬することを禁止し、巡回を行っています。資源物の持ち去りは、収集日前日の夜から早朝にかけて行われることが多いため、できるだけ収集時間(午前8時)の直前に資源物を出しましょう。市の委託業者以外の不審な車両を見かけた際は、直接注意せず、車両ナンバーや場所などを、ごみ減量課に連絡してください。

問 ごみ減量課(☎232-9114)

ID 0031265

フードドライブを実施します

食品ロスは、国内で年間約464万トン発生しています。「すぐ使う食材は期限が近いものを購入する」「食べきれる量を作って最後まで食べきる」「食べきれない未利用食品は寄附する」など、「もったいない」を意識して、食品ロスの削減につなげましょう。

10月16日(木)~30日(木)は市役所1階東側入口に「きずなBOX」を設置しますので、家庭で食べきれずに余っている食品があれば、ぜひ寄附してください。

問 ごみ減量課(☎232-9114)

ID 0082179

ちいすけ水戸

募集

介護や介護予防を楽しく学び、生活支援サポーターや介護助手として活動してみませんか。

申込み▶☎、☎で

期日	時間	場所	定員	料金
10/23(木)	午前10時~	市役所4階	先着30名	無料
12/ 1(月)	午後4時	市役所2階	先着30名	

問 NPO法人ちいきの学校(☎070-3811-8477、☎info@chiikino.com)または地域支援センター(☎232-9110)



ID 0107112

地区計画の原案の縦覧

地区計画の変更にあたり、原案の縦覧を行います。
当該地区内の土地所有者など利害関係を有する方は、
意見書を提出することができます。

案件▶常磐の杜ニュータウン地区地区計画 期間▶10
月10日(金)～24日(金) 場所▶市役所5階 意見書の提
出▶10月31日(金)(必着)までに、☐、☐、☐で ※意
見書は都市計画課、市ホームページで入手できます。

問 都市計画課(〒310-8610、☎232-9206、☐toshi
kei-koubo@city.mito.lg.jp)

ID 0035852

水戸まちなかりビング作戦

中心市街地の活性化に向けた実験事業として、歩
道の緑化や市民主催のチャレンジイベント、茨城口
ボッツなどと連携した取組を実施します。

期間▶10月12日(日)～11月29日(土)

場所▶泉町1丁目、南町1～3丁目

問 水戸のまちなか大通り等魅力向上検討協議会(☎
050-1720-0310)または商工課(☎232-9185)

ID 0107091

都市計画の公聴会を開催します

都市計画の案の作成にあたり、意見を述べるこ
とを希望する方は、公述申出書を提出してください。

案件▶用途地域等の変更(内原駅南口地区)、三の丸駐
車場の廃止 日時▶10月27日(月) 午前10時から ※申
出がなければ中止 場所▶市役所4階 申込み▶10月
10日(金)～20日(月)(必着)に、☐、☐、☐で ※公
述申出書は都市計画課、市ホームページで入手できます。

問 都市計画課(〒310-8610、☎232-9206、☐toshi
kei-koubo@city.mito.lg.jp)

ID 0108732

法務局地図作成事業を実施します

水戸地方法務局では、袴塚2丁目・3丁目、新原2丁
目、曙町の区域を対象に地図作成事業を実施します。

10月頃から、道路などに測量の基礎となる基準点
の設置後、土地の立会調査や測量などの作業を行
いますので、協力をお願いします。

令和8年1月中旬に、対象区域内に土地を所有する
方に説明会を実施する予定です。

問 水戸地方法務局地図作成作業事業現地事務所(☎
219-4111)または農業環境整備課(☎232-9183)

ID 0109187

建築物のパトロールを 実施します

違反建築物の発生防止と、建築物の安全性確保や
良好な住環境の整備を目的として、パトロールを実
施します。

建築主、設計者、工事施工者は、建築基準法など
の内容を十分に把握して、違反建築物とならないよ
うに注意しましょう。また、建築物に関する手続き
で疑問な点があれば、建築指導課に連絡してください。

問 建築指導課(☎232-9210)

ID 0003045

大きな土地を取得した後は 「届出」が必要になる場合があります

市街化区域は2,000㎡以上、市街化調整区域は5,000
㎡以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に
基づき、権利取得者(譲受人)は契約締結日から2週
間以内に、市に届出を行う必要があります。

詳細は、市ホームページをご覧ください。お問合
せください。

問 都市計画課(☎232-9206)

ID 0005215

農地転用には手続きが必要です

無断で農地を住宅、店舗、駐車場などに転用することは、周辺農地へ悪影響を及ぼしかねないため、必ず事前に手続きしてください。詳細は、市ホームページをご覧ください。

【市街化調整区域内の場合】

県または農業委員会の許可が必要です。

【市街化区域内の場合】

農業委員会への届出が必要です。

問 農業委員会事務局(☎232-9264)

ID 0067733

水戸市二十歳のつどいを 開催します

期日▶令和8年1月11日(日) 時間▶第1部…午前10時30分から 第2部…午後2時30分から 場所▶市民会館 対象▶平成17年4月2日～平成18年4月1日に生まれた方 ※11月末時点で水戸市に住民登録している方には、12月上旬に案内状を送付します。
※詳細は、市ホームページをご覧ください。

問 生涯学習課(☎306-8692)

ID 0039860

数学・学習相談 「SPOT in MITO」サポーター

中学生に、数学の学習支援を行う方を募集しています。詳細は、市ホームページをご覧ください。

活動期間▶12月24日(水)～26日(金) 午後1時30分～

3時30分 対象▶教員免許を有するまたは18歳以上で教員免許取得を目指す方など 定員▶

先着40名 申込み▶11月28日(金)までに、で

問 教育研究課(☎244-1331)

募集

ID 0004812

大塚池公園での水鳥の保護に ご協力をお願いします

大塚池公園は、冬になると、ハクチョウなど多くの水鳥が飛来するため、通年釣りを禁止する区域と、水鳥が増える10月15日から翌年3月末まで釣りを禁止する区域を設けています。

なお呼鳥橋、白鳥橋の橋上からの釣りは、歩行者に対して危険を及ぼすため、通年禁止しています。ルールとマナーを守って釣りをしてください。

問 公園緑地課(☎232-9214)

ID 0003037

浄化槽は年に1回法定検査が必要です

悪臭や河川・湖沼の水質悪化を防ぐため、定期的に浄化槽の保守点検と清掃を行い、法定検査を受けることが法律で義務付けられています。

①法定検査 毎年1回受ける必要があります。茨城県水質保全協会(☎291-4000)へ依頼してください。

※法定検査を受検していない方へ、受検指導の文書を郵送する場合があります。

②保守点検 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3～4回行う必要があります。市に登録している保守点検業者に依頼してください。

③清掃 年に1回以上(全ぱっ気型の浄化槽は6か月に1回以上)行う必要があります。下表の地区の業者に依頼してください。

地区	業者名	電話番号
水戸	新生環境整備	221-7525
	富士企業	243-2363
	水戸環整センター	241-1821
常澄	クロサワクリーンサービス	267-2927
	常陽資材	248-0505
	山本環境開発	267-4419
内原	セイコー	259-3268
	茨城友清	259-4817

問 下水道計画課(☎350-8508)



ID市ホームページで
簡単に検索できます

HP ホームページ

✉ メール

☎ 電話

✉ 郵送

窓 窓口

FAX ファックス

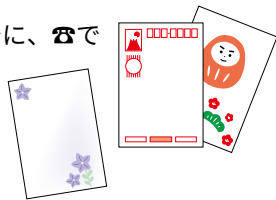
■ 共通事項

喪中・年賀はがきを印刷します

身体障害者就労支援施設のぞみ(河和田町)では、喪中・年賀はがきの印刷を行っています。ぜひご利用ください。

申込み▶12月17日(水)までに、☎で

※料金など、詳細は、
お問合せください。



問 身体障害者就労支援施設のぞみ(☎257-8861)

秋の花苗販売

知的障害者就労支援施設はげみ(河和田町)では、10月中旬から花苗の販売、配達を行います。パンジー、ビオラ、葉ぼたんなど色とりどりの花苗を取扱っていますので、ぜひお買い求めください。

料金▶パンジー、ビオラ…90円 葉ぼたん…120円
から

申込み▶☎、FAXで

問 知的障害者就労支援施設はげみ(☎307-4051、
FAX 307-4403)

無

料

相

談

窓

口



その他の相談
窓口はこちら⇒



※予約する際は、①がついている問合せ先へ。

相談の名称	内容	期日	時間	場所	問合せ
成年後見 相談会	成年後見制度、遺言、相続などのお悩みに、司法書士、社会福祉士、税理士が応じます。 対象▶市内に居住する方 ※10/24(金)までに、電話での事前予約が必要(先着10組)	10/25(土)	10:00～15:00	茨城司法書士会館	① 成年後見センター・リーガルサポート茨城支部(☎302-3166) 高齢福祉課(☎232-9174)
消費生活相談	消費者トラブルなどの相談に専門家が応じます。期日ごとに、相談できる専門家が異なります。 ※電話での事前予約が必要 【消費生活に役立つラジオ】 LuckyFM 茨城放送「消費生活について」 放送日時▶11/20(木) 17:15から	11/5(水) (司法書士)	13:30～15:30	市役所2階	① 消費生活センター(☎226-4194)
		11/6(木) (建築士)	13:00～15:00		
		11/12・26(水) (弁護士)	13:00～15:00		
		11/18(火) (精神保健福祉士)	10:00～15:00		
専門家による 無料空き家・ 空き地相談会	空き家・空き地の売却や賃貸などに関する相談に、専門家が応じます。 対象▶市内に空き家・空き地または将来空き家になることが見込まれる住宅を所有している方 ※10/20(月)～11/5(水)に、電話での事前予約が必要(先着10組)	11/13(木)	13:30～16:00 ※1組30分	市役所4階	生活安全課(☎224-1113)
特設無料 人権相談所	暮らしの中で起こるさまざまな心配事、人権問題、法律問題などの相談に、弁護士や学識経験者などで構成する人権擁護委員が応じます。	11/14、12/12、 R8.1/16、3/13(金)	10:00～15:00 (受付は14:30まで)	市役所6階	福祉総務課(☎232-9169)
庭木相談	樹木医の資格を持つ職員が、庭木の剪定(せんてい)方法や、病気や害虫への対処などの相談に応じます。 ※電話での事前予約が必要	毎週火・木曜日	9:30～15:30	公園協会	① 公園協会(☎244-2895)
パソコン相談	パソコンやスマホ、タブレット端末の使い方など、さまざまな相談に応じます。 対象▶市内に居住または通勤・通学する高齢者・障害者または市内でボランティア活動をしている方 ※電話での事前予約が必要	毎月第2・第4 土曜日	10:00～12:00、 13:00～15:00	福祉ボランティア会館	① 社会福祉協議会 ボランティアセンター(☎309-1011)

訂正 「広報みと」9月号の19ページに掲載した「不動産の相談」の記事中、場所を「県開発公社ビル4階」に訂正します。